

第 I 部 昭和天皇「戦後巡幸」にみる象徴天皇制の形成過程

第 I 部では、昭和天皇の「戦後巡幸」¹⁾に着目し、「象徴」の解釈をめぐる天皇・宮内庁とマスメディアとの相互交渉を分析することで、象徴天皇制の内実がどのように形成されていったのかについて明らかにする。

1945年8月のアジア・太平洋戦争の敗戦という状況の下で、統治権総攬者であり大元帥であった昭和天皇は、非常に不安定な立場に置かれることになった。なぜならば、連合国軍が天皇制をどのように扱うか未知数であると同時に、国民からも敗戦の責任を問われかねない状況にあったからである。そのため、天皇の側近達は、昭和天皇のイメージを戦争から切り離すと同時に、国民からの天皇制への支持を再編する必要に迫られた。そこで行われた政策がいわゆる戦後巡幸である。1946年から行われた戦後巡幸は、全国各地に天皇が直接足を運び、各地の国民を激励するために行われた。そして、この巡幸は各地で大歓迎を受け、天皇は新たな「象徴」という立場に転換していった。

もちろんこの巡幸は、憲法改正論議以前から行われていたものである。そのため、初めから新憲法の「象徴」規定を意識して行われた政策ではなかった。だが、新憲法公布以前から行われていた戦後巡幸は、戦前からの天皇制の転換を新憲法よりも先に国民に植え付ける効果があったと思われる。つまり、敗戦直後からの様々な天皇制をめぐる動きの中で培われてきた天皇像が、「象徴」の意味にスライドしたのではないだろうか。

そこで、この戦後巡幸について、宮内庁側の政策、宮内庁と新聞記者との相互関係、新聞記事の内容の3点に着目して、どのように「象徴」という言葉の内実が作り上げられていったのかについて考察をしてみたい。

なお、戦後巡幸に着目して象徴天皇制の形成過程を論じたものとして、坂本孝治郎の研究が挙げられる。坂本は『朝日新聞』の東京本社版の記事を分析し、戦後巡幸の目的・機能を次の四点にまとめた。

①昭和天皇が国民に積極的にアクセスすることで戦災復興・再建の激励の儀式を全国で催すこと、②戦争にまつわる複雑な間接的感情や戦災者の直接的な欠損感を慰撫し、相互和解を招来することで戦争責任の心理的解消を図ること、③占領軍の天皇制再編の意向に対する儀礼的応答と明治天皇の巡幸にならって、戦後の新しい現前様式を披露し実験・学習してゆくこと、④新憲法の天皇の地位変容にみあった天皇と国民との新式の関係儀礼などの制度化を進めるために、各地で「象徴天皇制」の社会的批准式を行い、社会的正当性を客観化していくこと²⁾。

この四点をまとめると、天皇が国民に積極的に関わって心理的統合を再建し、戦後の天皇制にみあった天皇と国民の新たな関係を作り上げたということになる。この分析は戦後

¹⁾天皇の「戦後巡幸」（以下「」を略す）とは1946年2月の神奈川県から1954年8月の北海道にかけて（米国占領下の沖縄県を除き）行われた全国視察のことである。しかし、本稿では占領下の1951年関西巡幸までを分析対象とする。北海道巡幸は、1949年から定例化する国民体育大会への巡幸の流れに位置づけられるべきであり、他の戦後巡幸とは一線を画するものだと考える。

なお「行幸」という用語は天皇が皇居外に外出することを指す皇室用語である。「巡幸」は複数の行幸地を訪問する際に使われる用語であるが、宮内庁の中では正式には使われていないようである。なお、今回対象とする天皇の全国巡幸は一般的に「戦後巡幸」と呼ばれるため、全国巡幸全体を指す際には「戦後巡幸」、個別の旅行を「行幸」と記す。なお、「行幸」自体が敬語の一つではあるが、当時一般的に流通していた用語であるため、そのまま使用する。

²⁾坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス—昭和期の天皇行幸の変遷—』山川出版社、1989年、iii-iv頁。

巡幸の一般的な評価としては特に異論はない。しかし、坂本は新聞記事から宮内庁の意図を推測しているだけであり、『朝日新聞』が報道したこと以外の要素、例えばマスメディアがどのような規制の元で報道をしていたのかについて論じることができておらず、宮内庁の意図とマスメディアの報道を同一視してしまっている。つまり、坂本は宮内庁とマスメディアがどのような関係にあったのかについて論じていない。

よって、この研究を乗り越えるためには、そもそも戦後巡幸の現場で何が起きていたのか、新聞記者達の報道内容を規定するものが何であったのか、また記者達の報道に通底する論理は何であったのかを分析しなければならない。

そこでまず第 1 章では、戦後巡幸の前史にあたる 1945 年 11 月の「終戦奉告行幸」を取り上げ、宮内省が天皇制の支持基盤の再編のために巡幸という手段を選択した経緯について分析をする。第 2 章では戦後巡幸に関する宮内省（府・庁）の政策について、宮内庁所蔵の公文書³を中心に分析し、新憲法に適合した象徴天皇制がどのように演出されようとしていったのかについて明らかにする。第 3 章では戦後巡幸における地方新聞の報道の分析を行い、新聞記者の戦後天皇像に通底する論理を明らかにする。

³利用した史料は、宮内省（府・庁）官房総務課『幸啓録』宮内庁書陵部所蔵。以下、年度を数字のみで表記し、巻数をハイフンの後に記載し、そのあとに行幸名を【】で記載する（例：昭和 20 年の 3 巻＝『幸啓録』20-3【終戦奉告】）。なお、公文書の簿冊名は元号が用いられているので、以後その表記に従う。

また、文書名は、『「A」『幸啓録』20-3【地方名】の「B」』のように表記する。A は『幸啓録』の目次に記載されている文書名、B はその文書内の細目にあたる。

なお、読みやすさを考慮し、引用部分は漢字を新字体、カタカナはひらがなに統一し、明らかな誤字脱字は訂正した。以下の史料も同様。